v　項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。

w　項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十一条第一項又は持株自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャーをいう。ただし、自己資本比率告示第七十一条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

x　項番17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番17に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y　項番18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

z　項番19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa　項番20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb　項番21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第七十六条の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc　項番22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の項番22「合計」の項ル欄の額と一致する。

dd　項番22「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番２「信用リスク　うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

ff　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

gg　この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（第八面）

（単位：百万円）

ＣＲ５：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）										
	資産クラス ＼ リスク・ウェイト	０％	10％	20％	35％	50％	75％	100％	150％	250％	1250％	合計
1	現金											
2	日本国政府及び日本銀行向け											
3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機構向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											